

平成 29 年度大気環境中のアスベスト濃度調査結果

県では、大気環境中のアスベスト濃度の実態を把握するため、平成 29 年 5 月と平成 29 年 10~11 月に県内 2 地点(注 1)で調査を行いました。

その結果は下表のとおりであり、いずれも大気汚染防止法が定める敷地境界の基準(10 本/L)(注 2)を十分下回っていました。

調査地点	調査期間	総繊維数濃度 (本/L) マニュアル第 4.0 版 (注 3)	アスベスト繊維数濃度 (本/L) マニュアル第 3 版 (注 4)
佐賀大気環境 測定局 (佐賀市)	平成 29 年 5 月 15 日~17 日	①0.74 (0.68~0.89) ②0.77 (0.65~0.89)	①0.056 (ND~0.057) ②0.054 (ND~0.056)
	平成 29 年 10 月 30 日~11 月 1 日	①0.60 (0.50~0.87) ②0.68 (0.49~0.85)	①<0.056 (ND) ②0.069 (ND~0.11)
鳥栖大気環境 測定局 (鳥栖市)	平成 29 年 5 月 29 日~31 日	①0.41 (0.32~0.49) ②0.49 (0.33~0.66)	①0.054 (ND~0.055) ②<0.055 (ND)
	平成 29 年 10 月 30 日~11 月 1 日	①0.57 (0.48~0.66) ②0.40 (0.37~0.43)	①0.054 (ND~0.055) ②<0.053 (ND)

(注 1) 1 地点あたり、数十メートル離れた 2 か所で測定を行っています。表中の濃度の欄の①②が、それぞれの濃度の結果になります。

(注 2) 現在、大気中アスベスト濃度の環境基準が定められていないため、アスベスト取扱い施設の敷地境界に適用される基準と比較しています。

(注 3) 環境省アスベストモニタリングマニュアル 4.0 版に準じて算出した総繊維数濃度です。採取空気 1 リットルあたりに含まれる、位相差顕微鏡で観察された全ての繊維状物質の濃度となっています。マニュアルでは、総繊維数濃度が 1 本/L を超えると、電子顕微鏡でアスベスト繊維数濃度を詳しく調べることになっています。(空気中には、植物由来等、様々な種類の繊維状物質が浮遊しています。)

マニュアルに基づき、調査期間中の総繊維数濃度の幾何平均を算出しています。ND(検出下限値以下)の場合は、検出下限値を用いて幾何平均を算出しています。

()内は、期間中の濃度の範囲です。

(注4)環境省アスベストモニタリングマニュアル3版に準じて算出したアスベスト繊維数濃度です。位相差顕微鏡で観察された総繊維数濃度から、生物顕微鏡で観察された繊維状物質(主に植物由来の繊維状物質)の濃度を引いて、採取空気1リットルあたりに含まれるアスベスト繊維の濃度を算出しています。

マニュアルに基づき、調査期間中のアスベスト繊維数濃度の幾何平均を算出しています。

ND(検出下限値以下)の場合は、検出下限値を用いて幾何平均を算出しています。

()内は、期間中の濃度の範囲です。

平成27年度まで、環境省アスベストモニタリングマニュアル3版に準じて算出していたため、比較のために記載しています。

県民環境部 環境センター

〒849-0932

佐賀市鍋島町八戸溝 119-1

電話:0952-30-1616

ファックス:0952-32-5940

✉ kankyousenta@pref.saga.lg.jp